

あろう。

以上の意味においても、また、これまでの最高裁判所自身が展開してきた信義則を介した法解釈論、契約解釈論からしても、平成 23 年判決の「背理」論には賛同できない。この点を表明し、なお探究を続けることを課題として、ひとまず本稿を閉じる。

(2020 年 6 月 9 日脱稿)

遺言信託と遺留分

黄詩淳

1 台湾における遺言と遺言信託の実態

ライフスタイルの多様化とともに、資産承継にあたって法定相続のルールが必ずしもすべての人や家族に適合するわけではなくなり、被相続人が積極的に遺言ないし信託等を用いて遺産の配分を行うことも多くなってきている。このことは日本¹のみならず、台湾でもそうである²。たとえば、以下の図 1 で示したように、台湾において公証された公正証書遺言と秘密証書遺言の合計数は、2003 年は 707 件で、2019 年は 3131 件に増加した。この中における公正証書遺言と秘密証書遺言のそれぞれの件数は明示されていないが、筆者が行う遺言の実証的研究で集めたデータから推測すると、大部分は公正証書遺言であると思われる³。また、公証人によって認証された自筆証書遺言と代筆遺言⁴の合計数は、2003 年は 1231 件で、2019 年は 5032 件に増え、17 年間で約 4 倍に成長した。ただ、留意すべきことは、自筆証書遺言と代筆遺言は認証を要件としておらず、

1 日本における遺言利用の増加の背景として、均分相続意識の定着、家族の変化と高齢社会の登場が指摘されている。犬伏由子「各章のテーマの位置づけと問題点」久貴忠彦編集代表『遺言と遺留分 第 1 巻 遺言〔第 3 版〕』（日本評論社、2020 年）44 頁。

2 2010 年以前の台湾の遺言ないし遺言法の状況は、黄詩淳「台湾における社会の変遷と遺言法」流経法学 12 巻 1 号（2012 年）71-104 頁。

3 筆者は公証人の協力を得て、2007 年～2020 年に作成された 1793 件の遺言に関するデータを集めた。そのうち、自筆証書遺言は 848 件（47%）、代筆遺言は 194 件（11%）、公正証書遺言は 727 件（41%）、秘密証書遺言は 24 件（1%）であった。つまり、秘密証書遺言の割合は非常に低い。黄詩淳＝張永健＝何叔嫻「人之将死，其言也善——1645 份遺囑内容的実証研究」台湾家事裁判研究会 2020 年 11 月 28 日報告。

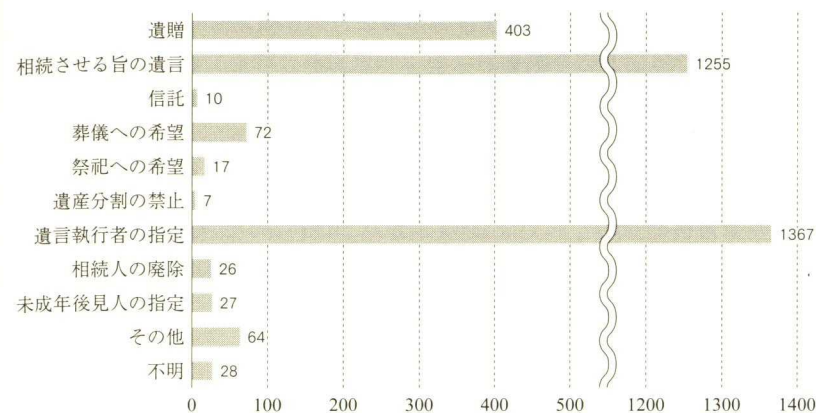


図1 台湾における公証・認証された遺言の数

認証された件数は全体の一部にすぎない。自筆証書遺言と代筆遺言の全体数は不明であるが、少なくとも「遺言者が信用性を高めたいため公証人に認証された自筆証書遺言と代筆遺言」の数は増えているといえよう。

遺言の件数は増加しているが、その内容をみると、遺言執行者の指定と「相続させる」旨の遺言が多いのに対して、遺言信託の件数は10件(全体の0.3%)にとどまっている(図2を参照)。

このように、台湾における遺言信託は数からいえば必ずしも一般的でないが、最近では代表的な裁判例が現れ、相続法、とりわけ遺留分制度との整合性に疑問を投げかけている。さらに、これらの裁判例を受けて、台湾の立法委員は、2020年4月に遺留分を侵害する遺言信託の効果および遺留分減殺の対象を信託法の明文に定めようとする法改正案を提出していた⁵。改正は最終的には実



*データは、脚注3の調査成果による。
なお、ひとつの遺言は複数の内容を含む可能性があるため、内容項目の合計数は遺言件数より多い。

図2 台湾の遺言の内容項目

現しなかったが、この案の内容から、立法委員が裁判所の考え方に賛同するわけではないことがうかがわれる。詳しいことは後出4で検討するが、とりあえず、遺言信託に関する裁判例は社会的に注目されていることがわかる。

最近、日本では信託と遺留分の問題をとりあげた東京地裁平成30(2018)年9月12日判決⁶(以下、東京地裁判決と称する)が、脚光を浴びている⁷。東京地裁判決の事案は、生前に信託契約によって設定された遺言代用信託であり、台湾の裁判例(遺言信託に関するもの)と異なっている。しかし受益者連続型信託であることは両者同様である。その場合、将来の受益者に残される残余権の価値を遺留分の減殺請求の際にどのように評価するか⁸が共通の問題になるで

4 日本民法1004条によれば、公正証書による遺言以外の遺言は、家庭裁判所に提出され、その検認を経る必要がある。そのため、日本では自筆証書遺言に関する調査は、一般的には検認された遺言書を対象としている。たとえば、小田八重子「自筆証書遺言の実態——遺言書の検認事件の調査結果を踏まえて」久貴・前掲注1、117頁。それ以前の実証的研究は、小田・同論文137頁注1を参照。これに対して、台湾には日本のような裁判所の検認手続がないため、自筆証書遺言の数を推測するのは別のデータによらなければならない。台湾では自筆証書遺言は私署証書であるため、遺言者は証拠の保存等を考え、それを公証人に持参し認証してもらうことが可能である。それと同様に、代筆遺言(台湾民法1194条)に対しても公証人が認証を与えることができる。台湾の司法院は毎年、認証された(自筆証書遺言と代筆遺言である)遺言の数量を公表している。なお、代筆遺言は台湾の特殊な遺言であり、要件が公正証書遺言に類似しているものの、遺言者の口述を筆記するのは公証人ではなく、一般の代筆者である。

5 立法院委員賴士葆等22人擬具「信託法」增訂第5-1條條文草案(<<https://www.lawbank.com.tw/news/NewsContent.aspx?NID=167543.00>>).

6 金融法務事情2104号78頁。

7 評釈として、渋谷陽一郎・金融法務事情2106号(2019年)19頁;小室太一・金融法務事情2107号(2019年)4頁;遠藤英嗣・信託フォーラム11号(2019年)77頁;沖野眞已・私法判例リマックス59号(2019年)70頁;張斯琪・ジュリスト1540号(2020年)95頁。

8 この問題を指摘したものとして、沖野眞已「信託契約と遺留分——東京地裁平成30年9月12日判決を契機として」沖野眞已・笠井修・錢偉榮編『比較民法学の将来像(岡孝先生古稀記念論文集)』(勁草書房、2020年)544頁;溜箭将之「信託と遺留分の相克は解けないか——英米法研究者の思考実験」立教法学101号(2020年)98頁。

あろう。したがって、以下ではまず台湾の裁判例を紹介し、その後、問題点を分析し、可能な解決方法を探る。

2 台湾における遺言信託に関する裁判例

本件の遺言信託をめぐっては2008年から2020年の12年間にわたって6件の訴訟が引き起こされている(裁判数でいえば12件である)。以下では、まず事案を説明してから、各事件の概要を整理する。

(1) 事案

2002年8月15日にAは遺言を作成し、60年間の信託を設定した。信託の目的財産はAの有する8件の不動産である。AにはY1(長男)、X1(長女)、X2(次女)の3人の子がいる。また、Y1にはY2、Y3、Y4の3人の息子がいる。この遺言信託の受託者はY1であり、仮にY1が信託期間中死亡した場合に、Y1の子(すなわちAの孫)であるY2とY3が共同で新受託者となる。信託期間中、受益者はX1、X2、Y1、Y2、Y3、Y4の6人であり、受益権の割合はそれぞれ6分の1である。ただし、仮にX1、X2、Y1が信託期間中に死亡した場合に、その受益権は消滅し、Y2、Y3、Y4に平等に帰属することとなる。また、信託期間終了後、残余財産はX1、X2、Y1、Y2、Y3、Y4の6人に平等に帰属することとなるが、X1、X2、Y1が信託期間終了前に死亡した場合に、その帰属権利は消滅し、Y2、Y3、Y4に平等に帰属することとなる。

Aは2004年9月20日に死亡した。その遺産は5561万7626元⁹で、債務は約740万元である。ちなみに、Aには配偶者がおらず、X1、X2、Y1は法定相続人で、各自の相続分は遺産の3分の1であり、遺留分は6分の1である。つまり、外形上、Aの遺言はX1、X2、Y1に対して遺留分割合に相当する割合の受益権を与えている。受託者Y1は、2006年5月に上記の不動産について、本件信託を原因とする所有権移転登記と信託登記を経由した。その後、Y1は第三者に信託財産を賃貸する形で管理している。

(2) 第一訴訟：遺言信託の遺留分侵害

X1とX2は2007年に遺言信託の効力に関する訴えを提起し、信託開始時に

X1が46歳、X2が43歳であり、当時の女性平均寿命が79.7歳であるのに鑑みると、信託終了時に生存し帰属権利を得る可能性がほとんどないこと、またX1とX2の相続人がX1とX2の権利すなわち受益権または帰属権利を相続により取得することが本件信託によって排除されていることを理由として、本件信託が遺留分制度の潜脱を狙いとしており、信託制度を濫用するものであるとして、台湾の信託法5条¹⁰2号により公序良俗に反して無効であると主張した。予備的に、たとえ本件信託が無効にならないとしても、本件信託によりX1とX2の遺留分が侵害されているとして、遺留分減殺請求権を行使し、信託登記の抹消を請求した。ちなみに、本件の被告は、X1とX2を除いたすべての受益者Y1(兼受託者)、Y2、Y3、Y4である。

これは台湾では遺留分に反する遺言信託の効力をめぐるはじめての判決である。一審判決(彰化地方法院96[2007]年重家訴字第1号判決)は、X1らの主張と少し異なるものの、X1らの主位的請求をほぼ全面的に受け入れた。つまり、裁判官は、遺留分を強行規定として解したうえで、本件信託が強行規定である遺留分の規定を回避することを目的とする脱法行為¹¹であり、無効であるというべきであると判示し、信託登記の抹消を肯定した。そうすると、信託自体が崩壊してしまい、遺産の配分はまるで遺言のない状態に戻る事となる。

Y1、Y2、Y3、Y4は一審の判断を不服とし、全員控訴した。二審(台湾高等法院台中分院97[2008]年度重家上字第5号判決)は、一審と異なる見解を示した。すなわち、本件信託はたしかにX1とX2の遺留分を侵害したが、無効とならず、X1とX2が本件信託に対して遺留分減殺請求を行使できるにすぎないとした。次に裁判所は遺留分侵害額を計算した。X1、X2、Y1の遺留分額は、それぞれ803万6271元である(すなわち、(遺産55,617,626-債務7,400,000)×1/3×1/2=

10 台湾の信託法5条は、次のように定めている。

「信託行為は、左記の場合に該当するときに無効となる。

一、その目的が強行または禁止規定に反するもの

二、その目的が公の秩序または善良の風俗に反するもの

三、訴願または訴訟の進行を主な目的とするもの

四、法令によって特定の財産権を譲り受けることができない者を、当該財産権の受益者に定めるもの」

11 遺留分潜脱目的の信託の脱法性を指摘した台湾の学説がこれまでみられないが、日本では遠藤英嗣=新井誠「『対談』家族信託再考——その普及と課題」信託フォーラム6号(2016年)8頁[新井誠発言]がある。

9 2021年3月29日現在、日本円と台湾ドル(元)との為替レートは0.26である。5561万7626元は、約2億1000万日本円に相当する。

8,036,271)。また、X1とX2が相続により得られる遺産は、53万1485元である(すなわち、(遺産55,617,626-債務7,400,000-信託財産46,623,170)×1/3=531,485)。言い換えれば、X1とX2の遺留分不足額は、750万4786元ずつである(8,036,271-531,485=7,504,786)。そして、遺留分不足額750万4786元と信託財産4662万3170元との割合は、約1万分の1610である。そうすると、信託財産は1万分の1610の範囲内において遺留分減殺により遺産に回復されるため、 $1610/10000 \times 2(X1とX2の二人分) = 3220/10000$ の信託登記を抹消し、被相続人Aの所有する状態に回復しなければならないとなった。要するに、一審と違って、二審判決の下では、遺言信託は直ちに無効になるわけではなく、遺留分減殺請求を受けた後の残余分(すなわち信託財産の1万分の6780の持分)になお信託が存在している。このことは後の第二と第三事件の裁判例によって確認されている。また、本件は最高法院に上告されることなく確定したため、最高法院は遺留分に反する遺言信託の問題について見解を下していないまま現在に至っている。

本判決の判断は、台湾の以前の学説と異なるところがあり、その妥当性については後出3であらためて詳しく検討する。以下ではこの事案のその後の発展を簡単に述べることにする。

(3) 第二と第三訴訟：不当利得の返還と信託利益の給付

第一訴訟の後、信託の受託者Y1は、信託財産である8件の不動産を第三者に賃貸したが、X1とX2に賃金を渡していない。そのため、X1とX2は、不動産の共有者(持分それぞれ1万分の1610)および信託の受益者である身分に基づいて、A死亡後の2004年10月から2009年12月末までの賃金に相当する不当利得と信託財産の収益をY1に対して請求した。本件は四つの判決¹²を経て確定した。各審はX1とX2が得られるべき割合について異なる見解を示したが、いずれも遺言信託がまだ不動産の1万分の6780の持分に存続していること、およびX1とX2が受益者の資格を有することを肯定している。これが第二訴訟である。そして、第三訴訟もまた類似するものである。すなわち、X1とX2は2016年に、2010年1月から2014年12月末までの賃金に相当する

不当利得と信託財産の収益をY1に対して請求した。X1とX2の主張もまたは認された¹³。

(4) 第四訴訟：共有物分割

その後、X1とX2は、Y1(信託の受託者)との共有関係を解消しようとして、共有物分割の訴えを提起した¹⁴。訴訟進行中、Y1が2017年4月に死亡し、Y2とY3が新受託者に就いた。いずれにせよ、裁判所はX1とX2の分割請求権を認め、8件の不動産について複雑な分割プランを言い渡した¹⁵。そうすると、信託財産には増減が生じたが、なおもY2とY3が得た部分に信託は存続している。

(5) 第五訴訟：受託者による遺言信託についての遺留分減殺請求

Y1が2017年4月に死亡したのは既述のとおりである。その相続人は、子のY2、Y3、Y4と妻のZであり、Y1が生前に有していた(Aの遺言信託に対する)遺留分減殺請求権をZに単独で取得させるという遺産分割の協議を作成した。Zによれば、Y1はX1とX2と同様にAの法定相続人であるため、X1とX2と同様にAの遺言信託に遺留分減殺を請求する権利がある。それにもかかわらず、行使しないうちにY1が死亡したため、この遺留分減殺請求権はY1の遺産の一部であり、Zに配分されるとのことである。そのため、Zは、信託の受託者であるY2とY3に遺留分減殺請求を主張する。裁判所は、Y1の減殺請求権を認めたが、Y1が2009年5月にすでに遺留分侵害の事実を知ったため当該請求権が2年の行使期間を過ぎたとして、Zの主張を退けた¹⁶。

(6) 第六訴訟：不当利得の返還と信託利益の給付

X1とX2は再び、不動産の共有者および信託の受益者である身分に基づいて、2015年1月から2017年12月末までの賃金に相当する不当利得と信託財産の収益をY1に対して請求した(つまり、第三訴訟の後の賃金収入が争いの対象である)。裁判所はまたその請求も認めた¹⁷。

13 彰化地方法院 104 (2015) 年訴字第 352 号判決。

14 X1、X2、Y1(信託の受託者)のそれぞれの持分は、1万分の1610、1万分の1610、1万分の6780である。

15 彰化地方法院 104 (2015) 年重訴字第 76 号判決、台湾高等法院台中分院 107 (2018) 年度重上字第 236 号判決、最高法院 109 (2020) 年度台上字第 1967 号決定。

16 彰化地方法院 107 (2018) 年家継訴字第 5 号判決。

17 彰化地方法院 107 (2018) 年訴字第 513 号判決。

12 第一審は、彰化地方法院 99 (2010) 年訴字第 437 号判決、第二審は、台湾高等法院台中分院 101 (2012) 年度上字第 115 号判決、第三審は、最高法院 102 (2013) 年度台上字第 1163 号判決、差戻審は、台湾高等法院台中分院 102 (2013) 年度上更(一)字第 12 号判決。

3 遺言信託と相続法との衝突

この遺言信託をめぐる裁判数は12件に達した。そこから析出される遺言信託と相続法に関する問題を、日本の状況と対比しながら、以下の2点¹⁸に分けて検討を進める。

(1) 遺言信託と遺留分との抵触

Aの遺言信託と相続法との最も明らかな衝突は、遺留分侵害の問題である。このことは、第一訴訟から第三訴訟、および第五訴訟における争点のひとつでもある。遺言信託と遺留分との問題は、さらに3点に分けて検討することができる。

(a) 遺留分に反する遺言信託の効力

第一は、遺留分に反する(あるいは遺留分を潜脱する)遺言信託の効力である。X1とX2の主張では、本件信託が遺留分制度を潜脱するもので、脱法行為であり公序良俗に反して無効であるとする。これもまた第一訴訟の一審の彰化地院の考え方であり、東京地裁判決の見解に類似するように思われる。ただし、東京地裁判決は、信託のうち経済的利益の分配が想定されない3件の不動産の部分に限って無効となると判示したのに対して、彰化地院は、信託のすべてが無効であるというやや硬直的な見解を採っている。これによって、委託者Aの遺産配分意思が実現できず、遺産が法定相続人のX1、X2、Y1に帰属されることとなる。この見解は、遺留分を侵害する遺贈の効力と比べれば、その不当さははっきりする。すなわち、遺留分に反する遺贈が無効とならず、遺留分減殺を受けるにすぎないにもかかわらず、遺留分を回避しようとする遺言信託が直ちに無効となるというのはアンバランスであろう。二審の高等法院台中分院は、この点については、信託が無効ではなく、遺留分減殺請求を受けるにすぎないという考え方に変更し、通説¹⁹と同様な立場を採用した。

遺言信託に対する遺留分減殺請求が認められるのは疑問がないかもしれないが、減殺は、誰に対して何をどれだけ行使できるのか、また、減殺後、信託自体がどうなるのか、つまり減殺の効果²⁰が第二の問題である。台湾の裁判例と学説には、減殺請求の効果をめぐって異なる意見がみられる。日本では、この問題は一般的には信託財産説と受益権説との対立として整理されている。台湾の裁判例と学説は、遺留分減殺請求の計算と効果をめぐる個々の主張があるものの、日本のような信託財産説と受益権説という明確な対立軸を形成しているわけではない。以下では、台湾の裁判例が提示した二つの特徴的な見解を挙げて、順番に検討を試みる。

(b) 信託財産説の下での信託の存続

(以下の内容は、日本の平成30年相続法改正前の状況である。)日本において、信託財産説では、委託者から受託者への財産移転が遺留分侵害行為であり、遺留分額の算定において、当初の信託財産の額が「贈与した財産の価額」として計算の基礎となる。これに対して、受益権説では、信託による受益者への受益権の付与が遺留分侵害行為であり、受益権額が「贈与した財産の価額」として計算の基礎となる²¹。また、遺留分減殺の結果として、信託財産説によると、信託財産は遺留分権利者と受託者の共有となり、信託の破壊を招く。ただし、「信託の破壊」とは何かについて、日本の文献からは必ずしも明確に判断できない。ただ遺留分減殺請求によって信託設定の全部が減殺されることは少なく、信託設定の一部が割合的に否定されることが多いとしたうえで、信託の破壊力が限定的であるとする見解がある²²。これは、信託が減殺によって縮小されるものの、残余部分にはなお存続するというように読み取れる。これに対して、信託財産である不動産(マンション)が減殺によって、減殺者が4分の1、受託者が4分の3の持分を有する共有となり、場合によって信託目的不達成のために信託が終了すると説明する学説もある²³。さしあたり、前者を「存続説」、

18 そのうち、(1)は、沖野真己「信託法と相続法——同時存在の原則、遺言事項、遺留分」水野紀子編著『相続法の立法的課題』(有斐閣、2016年)27-28頁から、(2)は、新井誠「信託と強制相続分・遺留分を巡る問題」国学院法学31巻4号(1994年)2頁から、それぞれ示唆を得ている。

19 ここでは本件の裁判例が発生するまでの学説のみを挙げる。林炫秋「論遺囑信託之成立与生効力」興大法学2期(2007年)66頁;潘秀菊「從遺囑信託与成年安養信託探討台湾現行信託商品於發展上所面臨之障礙与突破」月旦財經法雜誌17期(2009年)103頁。

20 台湾の遺留分減殺請求の性質と効果は、日本の平成30年相続法改正前の状況に類似するが、異なる部分もある。すなわち、遺留分減殺請求権が物権的形成権であり、その効果は現物返還であるものの、遺産分割前にそれがなされれば、返還されるものは合有の遺産に戻り、減殺者と被減殺者との間の共有物とならない。詳しくは、黄詩淳「第六部 台湾法」大村敦志監修『相続法制の比較研究』(商事法務、2020年)387-397頁。

21 日本の学説のまとめは、沖野・前掲注8、538-540頁を参照されたい。

22 能見善久「財産承継的信託処分と遺留分減殺請求」能見善久編著『信託の理論的深化を求めて』(トラスト未来フォーラム、2017年)134頁。

後者を「終了説」と呼ぶこととしよう。

では、台湾の裁判例はどう考えているのか。第一訴訟の二審判決は、結論的には日本の信託財産説、しかも存続説に近いといえる。すなわち、上記2(2)でわかるように、裁判所はX1とX2の遺留分侵害額(それぞれ750万4786元)を計算した後、この侵害額と「信託財産額」(4662万3170元)との割合を計算して(約1万分の1610)、信託財産が1万分の1610の範囲内において遺留分減殺により(X1とX2が有する)遺産に回復されると判示した。言い換えれば、信託財産自身すなわち委託者から受託者への財産移転が遺留分侵害行為とされ、遺留分減殺請求の効果として信託財産が減殺者と受託者の間の共有(X1=1万分の1610、X2=1万分の1610、Y1=1万分の6780)となる。つまり、X1とX2はそれぞれ1万分の1610の信託登記を抹消することができる。さらに、信託財産が1万分の6780に縮小されたが、信託はなおその上に存続している。信託財産説を採ることの是非について、筆者の見解は後出4で述べることにする。

これとは対照的に、東京地裁判決は、いわゆる受益権説に与して、受益権こそを遺留分減殺の対象とすべきであると述べ、原告の抹消登記手続請求を否定した。ただし、東京地裁判決は、受益権の評価では、原告の生存(受益)可能年数と第二次受益者の存在を捨象して、直ちに信託財産の価格を受益権価格とした。このことから、東京地裁判決はむしろ信託財産説に親和的であると指摘する論者もある²⁴。

(c) 信託受益権の放棄が遺留分減殺請求の前提か

次に注目したいのは、遺留分権利者X1とX2の不足額(遺留分侵害額)の計算である。第一訴訟の二審判決ではX1とX2の遺留分額(それぞれ803万6271元)と、X1とX2が相続により得られる遺産額(53万1485元)とを比較して、遺留分侵害額を算出した(8,036,271-531,485=7,504,786元)。そのうち、「相続により得られる遺産額」は、「遺産総額55,617,626-債務額7,400,000-信託財産額46,623,170」をさらに三等分した金額である。要するに、二審判決では、X1とX2が「相続により得られる遺産額」は、信託から得られる受益権の価額が含まれていないのである。これに対して、台湾の学説には、遺留分権利者が受けられる信託受益権の利益を、「相続により得られる遺産額」に算入すべ

きであると主張したものがある²⁵。

ここでは、遺留分権利者が同時に信託の受益者でもあるという状況を仮定する。上記の台湾の裁判例も東京地裁判決も、事案は仮定に等しい。思うに、信託財産説を前提とすれば(あるいは、折衷説の下で遺留分権利者が所有権の返還を請求するならば)、遺留分権利者は、信託財産から「現在かつ絶対の権利である」²⁶所有権を取得したいという意図で減殺請求をする。信託の受益権を失うことは、減殺請求の前提であるべきである²⁷。なぜなら、このように解しないならば、複雑でおかしな結果を招きかねないからである。具体的にいうと、信託が減殺後の残余財産に存続した場合に、仮に減殺者がなお信託利益を受ければ、減殺者は二重の利益を得てしまう²⁸。すなわち、遺留分侵害額の計算の際に、信託からの利益が、減殺者の得たものに含まれていない(そのため、侵害額が大きく計算される)。その後、仮に信託の利益を減殺者に与えれば、前述の計算の前提に反してしまう。減殺者は結局遺留分に相当する遺産を取得しただけでなく、さらに(小さくなった)信託からの利益も得られる。この過分の利益状態が、他の遺留分権利者(兼受益者)に知られてしまえば、他の遺留分権利者も当然、減殺請求をすることとなり、減殺の連鎖が生じる²⁹。日本の学説が危惧した「減殺の連鎖」は、如実に台湾の裁判例に現れた。つまり、本件の第五訴訟すなわちY1(の相続人)による遺留分減殺は、まさに受益者兼遺留分権利

25 林炫秋・前掲注18、68頁。

26 川淳一「受益者死亡を理由とする受益連続型遺贈・補論」野村豊弘=床谷文雄編著『遺言自由の原則と遺言の解釈』(商事法務、2008年)150頁は、遺留分制度が、遺留分権利者に現在かつ絶対の権利を保障するものと論じている。

27 三枝健治「遺言信託における遺留分減殺請求」早稲田法学87巻1号(2011年)52頁注24の解釈①は、受益権を失うことを明確に述べている。また、加藤祐司「後継ぎ遺贈型の受益者連続信託と遺産分割及び遺留分減殺請求」判例タイムズ1327号(2010年)25頁は、「受益者が受益権を放棄して、遺留分減殺請求をなすことができるか」という問題を提起して、肯定する見解を示したが、本稿の主張とはやや異なる。筆者は、信託財産説の下では、「受益者の遺留分減殺請求が受益権の放棄を前提とすべきである」と主張したいのである。

28 黄詩淳「遺囑信託与特留分扣減——台湾高等法院台中分院97年度重家上字第5号判決」台湾法学雑誌326期(2017年)227頁。

29 減殺の連鎖は、角紀代恵「信託と遺留分をめぐって」能見善久=樋口範雄=神田秀樹編『信託法制の新時代——信託の現代的展開と将来展望』(弘文堂、2017年)66頁に指摘されるが、角教授は、受益者が受益権を放棄して遺留分減殺請求するという見解に必ずしも賛成していない。

23 角紀代恵「信託と遺留分」法律時報89巻11号(2017年)71頁注12。

24 沖野・前掲注7、73頁；沖野・前掲注8、545頁。

者である Y1 (の相続人) が、減殺請求をしていなかったのが損だと気づいた後の反応である。

したがって、私見では、X1 と X2 が遺留分減殺請求を行使した以上、もはや信託の受益権を失い、その「相続により得られる遺産額」には、信託から得られる利益が含まれないのみならず、その後、実際には信託からの利益を取得すべきではないのであろう。したがって、第一訴訟の二審の計算には賛同するが、台湾の学説の主張は支持しがたい。

問題は、第二と第三訴訟において、裁判所が、残りの信託財産 (1 万分の 6780) に対する X1 と X2 の各 6 分の 1 の受益権をなお肯定したうえで、Y1 がこの部分の信託財産を賃貸して得た賃金 (信託利益) を X1 と X2 それぞれに 6 分の 1 ずつ支払うことを命じたことである。この扱いは、第一訴訟の二審の判断 (上述(b)) に抵触し、X1 と X2 にうまい汁が吸われ (第二、第三、第六訴訟で繰り返し信託利益の給付を請求したこと)、遺留分減殺の連鎖 (第五訴訟) を起こしてしまった。これに鑑み、遺留分権利者が信託の受益者である場合には、減殺請求の前提としては、信託の受益権を放棄し信託関係から離脱することが要求される³⁰。そうすると、X1 と X2 の受益権放棄は、まるで信託期間中に死亡したのと同様な効果をもたらす。つまり、信託内容によれば、X1 と X2 が有したそれぞれ 6 分の 1 の受益権は消滅し、第二次受益者である Y2、Y3、Y4 に平等に帰属することとなる。したがって、Y2、Y3、Y4 の信託の収益受益権は、それぞれ 18 分の 5 ($1/6 + 1/18 \times 2$) に増え、Y1 (の生存中) の受益権は 6 分の 1 のままである。また、X1 と X2 が主張した信託利益の給付は認められるべきでない。

(2) 信託期間の問題

信託期間があまり長期になると、信託財産が拘束されることになり、事実上の処分禁止財産になり、取引・流通を阻害する要因となる³¹。英米法では永久拘束禁止則 (rule against perpetuities) があるのに対して、日本も台湾も信託法に

おいてこれに関する明文規定が設けられていなかった。日本では平成 18 (2006) 年信託法改正の際に、後継ぎ遺贈型の受益者連続の信託が明文で認められると同時に、一定の期間制限に適合するかぎり有効であると認めた。すなわち、信託法 91 条において、当該信託がなされたときから 30 年を経過したとき以後に現に存する受益者に限って受益権を取得することができるのである³²。

台湾の信託法の学説は、信託期間について、とくに明文で規律する必要があるもの³³と、外国法に倣って永久拘束禁止則を導入すべきだと主張するもの³⁴がそれぞれ存在するが、明文の規定がないため、上述した台湾の裁判例は、60 年間にわたる信託期間についてとくに疑問を呈さなかった。仮に日本のような規定があれば、この事例はどうなるのだろうか。本件はまさに受益者連続型信託であり、第一次受益者は X1、X2、Y1、Y2、Y3、Y4 の 6 人であり、第二次受益者は Y2、Y3、Y4 の 3 人である。日本の信託法 91 条の下で、信託が設定されたときから 30 年を経過したとき以後において、先順位の受益者の死亡による後順位の受益者の受益権の取得は 1 回限りしか認められない。本件信託は二つの順位の受益者しかないので、第一次受益者の誰かが信託期間中に死亡した場合に、それが信託設定時から 30 年を経過したか否かに関係なく、第二次受益者の Y2、Y3、Y4 は受益権を取得することができる。つまり、60 年間は長そうに見えるが、受益者が二つの順位である以上、日本信託法 91 条に抵触することはない。なお、日本における 30 年間という期間設定は、人口データを基礎に計算すれば、信託が設定後約 98 年または 105 年経過時ということになる³⁵。このことから、60 年間の信託期間は長すぎるとはいえないだろう。

60 年間の信託期間はそれなりの合理性があるかもしれないが、本件の信託は遺言によって設定されたものであるので、遺言のルールに従う必要性についても検討しなければならない。詳しくいえば、遺産中の 8 件の不動産が信託に

30 黄詩淳「信託与繼承法之交錯——以日本法為借鏡」台大法学論叢 49 卷 3 期 (2020 年) 964-965 頁。なお、新井・前掲注 18、20-21 頁は、イギリス法を考察し、遺留分回復の訴えを起こさせないように受益者を定め、あるいは、受益者が遺留分回復請求権を行使した場合に受益権を剥奪する趣旨を信託に入れることを提示する。本稿は、このような信託内容が明示されていない場合でも、裁判所は、複数の遺留分権利者兼受益者の間の公平を維持するために、受益権の放棄を遺留分減殺の前提にすべきであると主張したい。

31 新井誠『信託法〔第 4 版〕』(有斐閣、2014 年) 92 頁。

32 寺本昌広『逐条解説 新しい信託法〔補訂版〕』(商事法務、2008 年) 259 頁。

33 王志誠『信託法〔第 8 版〕』(五南、2020 年) 315-316 頁は、裁判所が信託目的、信託財産の価値または種類、受益者の人数等の事情を斟酌して、信託期間が公序良俗に反するかどうかを判断すれば足りるとする。また、台湾の信託税制の下で、長期的な信託を利用して税を免れようとすることは可能性が低いいため、永久拘束禁止則を明文化しなくてもよいと述べている。

34 謝哲勝『信託法〔第 5 版〕』(元照、2016 年) 133 頁。

35 寺本・前掲注 32、263 頁。

よって受託者の管理下に置かれた状態は、ある種の遺産分割の禁止に似ている。なぜなら、法定相続人どころか、遺言信託の利益を受ける受益者らも、任意に信託を終了させ信託財産の分割を主張する権利がないからである。一方、台湾民法 1165 条 2 項は、遺言による遺産分割の禁止について、10 年以内という制限を定めている(日本民法 908 条は 5 年の期間)。そうすると、遺言信託は、民法における遺産分割の禁止の規定に従わなくてもよいのであろうか。

委託者があえて信託によって財産の管理を受託者に任せ、受益者に収益受益権のみを与えるのは、受益者に直接に財産の所有権を与えるのに適合しないなにかの事情があるからである。たとえば、受益者が財産管理能力の低下した認知症の生存配偶者や障害のある成人の子などがその例である。このような近親を保護しようとする信託の設定は、受益者に財産の所有権の取得を妨害しているものの、目的が必ずしも不当とはいえない³⁶。台湾の男女の平均寿命や平均初婚年齢のデータから、夫の死亡時、妻は平均 74.9 歳で、平均余命まではあと 8.8 年生存するだろうと推測される。また、父親と母親の平均年齢と男女の平均余命から、子は両親が亡くなった後には平均的には 26～41 年の余命がある³⁷。仮に財産所有者が生存配偶者と子の生存期間の扶養に配慮し、遺産を分割しないで収益を与えようとするならば、遺言に関する 10 年という期間は、財産所有者のニーズに十分に応えられない。

さらに、遺言による財産処分は、もうひとつの限界がある。すなわち、仮に共同相続人全体の合意があれば、相続人らは遺言による遺産分割の禁止を無視し遺産を分割することができる、と台湾の通説に解されている³⁸。言い換えれば、遺言者の意思と現在の遺産の所有者つまり相続人や受遺者の意思に相違があれば、現在の所有者の意思が優先される。台湾の学説は、遺言が信託のような dead hand の機能を十分に発揮できないと考えている。

以上のように、財産所有者の支配の恣意性(の少なさ)と遺言の制限性に鑑みると、遺言の 10 年より長い拘束期間がつくれる信託を制度的に承認するこ

とは、それなりの合理性がある。人々のライフスタイルや家族形態の多様性が増えるにつれ、より多いエステイト・プランニングの選択肢を法的に認めてよからう。このように、信託期間は遺言(による遺産分割禁止の期間)より緩やかに解することができるが、とはいえまったく規制を設けずに裁判所に個々の事案の判断を委ねたら、困難をきたすかもしれない。したがって、立法論的には、日本のように、なにかの明文の規定を信託法に入れたほうがよいと考えられる。

4 むすびに

これまでみてきた台湾の裁判例の見解を整理してみる。第一に、60 年間にわたる信託期間はとくに疑問視されていない。第二に、遺留分を回避しようとした遺言信託は、必ずしも脱法行為や公序良俗の違反で無効とはならないが、遺留分に反する部分は減殺請求を受ける必要がある。第三に、減殺に関しては信託財産説に近い見解が採用された。つまり、減殺請求の対象は信託財産であり、減殺請求の効果は信託財産の減少と遺留分(所有権・持分)の回復である。第四に、遺留分減殺請求によって信託の規模が縮小されたが、残りの財産の上に信託は存続している。第五に、一部の裁判例は、遺留分減殺者は存続した信託に対してなお受益者の権利を主張することができるという見解を採っている。

そのうち、第三点と第五点について簡単に補足して私見を述べることにする。まず、信託財産説について、台湾の裁判所が必ずしもそう明言したわけではない。これはあくまでも、遺留分侵害の有無の判断方法ないし減殺請求の対象や効果に関する裁判所の考えから推論されるものである。つまり、遺留分の侵害の有無を判断する際に、裁判所は、遺留分権利者が遺産の相続により得られる遺産については、「現在」に得られるものだけ、すなわち信託財産を除いた遺産から法定相続分に沿って相続人に配分されるものだけを相続により得られる遺産と認めている(詳しくは上述 2(2)を参照)。遺留分権利者が「現在」に得られないもの、すなわち信託期間中の受益権と信託終了後の帰属権は、遺留分権利者が遺産の相続により得られる遺産として解されていない。言い換えれば、遺留分権利者は将来のなんらかの時点で信託財産から利益を受けるはずであるが、これらのものは、遺留分減殺請求の際には無視される。信託財産がまるで死者の手によって拘束されるもののようで、たとえその利益が遺留分権利者に分けられるとしても、遺留分権利者が「現在」に有する財産とは一線を画する、

36 当然ながら、これは委託者のパターンリズムと評価することも不可能ではない。溜箭・前掲注 8、103 頁。

37 紙幅の関係で、詳しいデータの推論は、黄詩淳「信託与繼承法之交錯——以日本法為借鏡」台大法学論叢 49 卷 3 期(2020 年) 969 頁を参照されたい。

38 史尚寬『繼承法論』(1966 年、自費出版) 198-199 頁; 林秀雄『繼承法講義〔第 7 版〕』(元照、2017 年) 107-108 頁。

というのが裁判所の理解であろう。また、このことから、台湾の裁判所の遺留分に対する考えは、「現在かつ絶対の権利である」所有権に近いといえる。

それでは台湾の裁判所の考え(信託財産説および遺留分に関する理解)は妥当であるのか。信託財産説と受益権説に関する検討が日本ではかなり進められており、信託財産説の当否に関してこれらの論説から多くの示唆が得られるため、ここでは繰り返さない。その他、台湾の裁判例の事案に即していえば、受益権説を採用するならば、遺留分権利者の生涯にわたる収益受益権の価値のほか、帰属権(残余権)の価値をも考慮しなければならないはずである。前者すなわち収益受益権は、遺留分権利者の生存中に限られるもので、価値の評価が不可能ではないものの複雑である。後者もまた(信託終了時に受益者が生存という)条件付きの権利で、金銭的に把握することは難しい。しかも、減殺請求するためには、上記の二つの権利の価値の評価は、遺留分減殺者であるX1とX2の部分のみならず、被減殺者であるY1ないしY4のそれぞれのものも計算しなければならない。総じていえば、受益権説では遺留分の計算を複雑化させるデメリットがある。東京地裁判決は、形式的には受益権説を採用したものの、この計算の煩雑さを避けるため、受益権総額を信託財産の価値に等しいものとして捉え、第二次受益者の存在を捨象して、残余権を無視したと指摘されている³⁹。このような事情から、台湾の裁判所が信託財産説に近い取扱いをしたのも理解できる。

次に、第五点、すなわち信託財産説の下で減殺請求が行われた後、残りの財産に信託が存続する場合に、遺留分減殺者が信託受益者の身分を保持することについて、台湾の裁判所の見解には賛成しがたい。その理由として、前述したとおり、遺留分減殺者の二重利得と減殺の連鎖が引き起こされたからである。減殺請求後、遺留分減殺者は信託を離脱して受益権を失うと解されるべきであろう。

最後に、遺言信託と相続法との可能な抵触について、これまで検討してきた裁判例のほか、台湾の立法委員も意識している。すなわち、遺言信託が遺留分に反する際に、どのように減殺請求を行うべきかについて、2020年4月に立法委員によって信託法5条の1という改正案が提出された。その内容は、以下のとおりである。

本法第2条によって遺言で信託を設定した場合に、仮に被相続人のなした遺言信託によって遺留分が不足しているとき、遺留分権利者は信託利益のみに対して不足額を減殺することができる。受益者が数人であるとき、その取得した信託利益の価額の割合で減殺を受ける。ただし、信託終了時に、遺留分権利者が取得した財産がなお遺留分に達していない場合に、信託財産をも減殺することができる(1項)。前項減殺権の行使は、信託受益者と受託者に対して主張すべきである(2項)。

この改正案は、合理性はさておき、立法説明から、受益権説が採られていることは明確であり、裁判所の見解とは異なっている。改正案は実現されなかったが、信託と相続法との関係、とりわけ信託財産説と受益権説との対立は、台湾でも少しずつ注目されてきたといえよう。台湾ではエスティット・プランニングをめぐるニーズが高まり、遺言信託のみならず、東京地裁判決のような生前に設定された遺言代用信託や保険等が相続法の原則と抵触することが起きるとも予想される。これらのエスティット・プランニングの制度と相続法との関係について、場当たりの解決を超えた統合的な視角からの検討が今後期待されていくだろう。

39 張斯琪・前掲注7、98頁、沖野・前掲注8、544頁；溜箭・前掲注8、98頁、101頁。